

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 1 5 号）第 1 7 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 8 年 8 月 1 9 日 水戸地方法務局日立支局

登記官 関 川 卓 史

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
0501-2025-0002	北茨城市華川町下相田字福井 2 8 1 - 1